

再 意 見 書

経企第13 - 0068号

平成13年6月22日

情報通信審議会

電気通信事業部会長 殿

郵便番号 104-8508

とうきょうとちゅうおうくはつちょうぼり ちょうめ ばん ごう

住 所 東京都中央区八丁堀四丁目7番1号

にっぽんて れ こ む かぶしきがいしゃ

氏 名 日本テレコム株式会社

だいひょうとりしまりやくしゃちょう むら かみ はる お

代表取締役社長 村上 春雄

メールアドレス myoshino@japan-telecom.co.jp

(担当：経営企画部 吉野)

情報通信審議会議事規則第5条及び接続に関する議事手続細則第2条の規定により、平成13年5月18日付け情審通第104号で公告された接続約款案に関し、別紙のとおり再意見を提出します。

光信号端末回線伝送機能及び光信号中継伝送機能（ダークファイバ）の接続料について

(1) 算定根拠の開示について

接続料の算定根拠については、不明確な点が多く、ケイディーディーアイ株式会社殿他多数の事業者殿から、具体的な数値の開示が要望されております。接続料の妥当性を担保するために必要な情報であることから、各事業者からご指摘のあった事項につき、開示を要望します。

(2) 構内光設備等の契約約款料金準用について

<ケイディーディーアイ株式会社殿意見>

宅内機器等と接続する場合、お客様建物内にてNTT東西の屋内配線設備を利用する事が必要となりますが、本申請案ではその際の料金としてNTT東西の契約約款が準用されております。しかしながら、接続事業者が利用する場合においては営業費等、控除すべきものがあると考えられます。

よって、事業者向け割り引き等を導入することにより、その点を考慮する事が必要です。

また、その他にも工事費(構内伝送路設備設置工事費、通信用建物内伝送路接続工事費)および手続費(光回線設備設置手続費、IP通信網回線設置手続費)において、契約約款の料金を準用しておりますが、同様に事業者向け割引等の導入が必要と考えます。

接続事業者が負担すべきコストは、回線の設置・維持・運営等に必要コストであると考えており、営業費等は控除されるべきものと考えます。したがって、上記意見に賛同します。

(3) メタル回線の料金について

<イーアクセス殿意見>

前回(H12.12.15)の算定と今回の算定で、光ファイバ端末伝送機能の接続料が大幅に変更になったことから、当然メタルの接続料も変更があると考えます。

(中略) このようにNTT東西が算定方法を変更したために生じる影響については全体との整合性をとりながら厳格に監視する必要があると考えます。

光端末回線の接続料算定においては、メタル回線と光回線が混在した端末回線コストから光回線分を分離する手法が採られております。上記意見にて指摘されたとおり、光回線分のコスト配賦方法の変更によりメタル回線分として配賦されたコストも変動していることから、メタル回線接続料の見直しが行われるべきと考えます。

(4) 管路使用料とのバランスについて

<グローバルアクセス株式会社殿意見>

(略) 一方で同様に借用が可能となっております管路等の提供料金が高額でありかつその算定方法との不整合があると考えられること、更にこのことが卸電気通信役務における有効な公正競争を阻害するおそれがあるという観点から、この管路等の提供料金について今回の光ファイバ設備の提供と同様の考え方および算定方法を早急に採用されることを強く要望いたします。

新たにアンバンドル設備が規定され低廉な料金にて提供されることは望ましいと考えますが、その料金水準によっては他のアンバンドル設備の利用を阻害する恐れがあります。例えば、中継伝送機能共用型料金の低廉化により、高額な中継伝送機能専用型の利用を事実上無意味にする等の事例が

あります。多様なアクセス手段を提供するという観点からは、料金面においても実質的に様々なアンバンドル設備の選択が可能となるよう、バランスをチェックすべきと考えます。したがって、上記意見にて指摘された管路使用料についても見直しの検討が行われるべきと考えます。

以上